

「北九州市景観づくりマスタープラン」及び「北九州市景観計画」 の一部変更について

1 変更の理由

- 本市では、景観法及び北九州市都市景観条例に基づき、平成20年7月に「北九州市景観づくりマスタープラン」及び「北九州市景観計画」を策定し、建築物又は工作物の新築や改築、色彩の変更等の際に、届出を義務付け、良好な景観形成の誘導に取り組んでいる。
- 本マスタープラン及び景観計画は、策定より10年を経過する平成30年を目途に改定する予定であるが、この中に定める「景観重点整備地区」のうち、大規模な公共施設整備などが進んでいる2地区について、街なみの景観形成への影響を考慮し、先行して変更を行うもの。

2 変更素案の内容

(1) 小倉都心地区（小倉北区）

小倉都心地区では、スタジアムの建設や小倉駅南口東地区市街地再開発事業が進展し、屋外広告物の掲出や沿道における建築物の建設が予測されることから、小倉都心の顔となる良好な景観形成を図るため、区域の名称を「国道199号バイパス区域」から「小倉駅新幹線口区域」に変更するとともに、「小倉駅新幹線口区域」、「駅南及び駅南周辺区域」の変更（追加）を行うもの。

(2) 東田地区（八幡東区）

東田地区では、世界文化遺産の登録による来訪者の増加などにより、屋外広告物の掲出が予測されることから、当該地区の良好な景観形成を図るため、「メディアパーク区域」及び「ミュージアムパーク区域」の変更（追加）を行うもの。

3 検討経緯

- 地元関係者への説明及び意見聴取（平成28年7～8月）
- 北九州市景観審議会の意見聴取（平成28年3月及び8月、2回実施）

4 今後の取り組み（予定）

平成28年11月1日～11月30日 パブリックコメント

平成29年2月 北九州市都市計画審議会の意見聴取

北九州市景観審議会の答申

4月 北九州市景観づくりマスタープラン及び北九州市景観計画
の変更